

## 2. 発生動向調査の充実・強化

### ○感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の改正（案）

改正案	現行
<p>第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項</p> <p>二 感染症発生動向調査</p> <p>3 このため、国及び都道府県等においては、法第十二条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出に努めるとともに、最新の医学的知見に基づき、発生動向調査の実施方法を定期的に見直し、病原体調査等の整備について検討することが重要である。また、都道府県は、法第十四条に規定する指定に当たっては、定量的な感染症の種類ごとのり患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるようを行うことが重要である。</p> <p>4 また、法第十三条の規定による届出を受けた都道府県知事等は、人への感染症の発生及びまん延を防止するため、保健所、地方衛生研究所に加え、動物等取扱業者に助言、指導等を行う機関とも協力・連携して、速やかに法第十五条の規定に基づく、調査の実施その他必要な措置をとることが重要である。</p>	<p>第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項</p> <p>二 感染症発生動向調査</p> <p>3 このため、国及び都道府県等においては、法第十二条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行うことが重要である。また、都道府県は、法第十四条に規定する指定に当たっては、定量的な感染症の種類ごとのり患率等の推定を含めて、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるように行うことが重要である。</p> <p>(記載なし)</p>

6 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるが、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有している。したがって、国及び都道府県等は、地方衛生研究所等を中心として、病原体に関する情報が統一的に収集、分析、提供及び公表される体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する必要がある。

### 第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

#### 五 積極的疫学調査

1 積極的疫学調査(法第十五条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査をいう。以下同じ。)については、法に位置づけられて以降、都道府県知事等の権限として実施されているところであるが、今後、国際交流の進展に対応し、より一層、その内容を充実させることが求められている。

5 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であるが、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有している。したがって、国及び都道府県等は、地方衛生研究所等を中心として、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び公表される体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する必要がある。

### 第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

#### 五 積極的疫学調査

1 積極的疫学調査(法第十五条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査をいう。以下同じ。)は、これまで患者の診断を行った医師等の協力を得つつ、一般的に保健所等における業務として実施されてきたが、新しい時代の感染症対策において重要な位置付けを占めると考えられることから、今般、都道府県知事等の権限として法に新たに規定されたものである。

2 積極的疫学調査が行われる場合としては、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症の患者が発生し、又は、発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の動向に異常が認められる場合、③国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、⑤その他都道府県知事等が必要と認める場合に的確に行う必要がある。この場合において、保健所、地方衛生研究所に加え、動物等取扱業者に助言、指導等を行う機関等においても、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と密接な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていくことが重要である。

2 積極的疫学調査が行われる場合としては、①一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者が発生した場合、②五類感染症等に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合等が考えられるが、この他にも、③国内で感染症の患者は発生していないが海外で感染症が流行している場合であって、国内における当該感染症の発生の予防上積極的疫学調査が必要と認められる場合、④感染症の病原体を媒介すると疑われる動物についての調査が必要な場合等個別の事例に応じ、都道府県知事等において適切に判断されるべきものである。また、都道府県知事等が積極的疫学調査を行う場合にあっては、この調査を実施することとなる保健所等の機関において、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と密接な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を迅速に進めていくことが重要である。

### 3. 感染症対策の広域的対応等

#### ○感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の改正（案）

改正案	現行
<p><b>第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項</b></p> <p><b>四 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携</b></p> <p>1 平時において、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生の予防対策を講ずるに当たっては、都道府県等においては、<u>蚊によって媒介される感染症の発生が懸念されることから、蚊が発生しにくい環境の確保に努めるとともに、「蚊に刺されないようにする」等の、地域住民に対する正しい知識の普及、蚊によって媒介される感染症の流行している地域等に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類数の調査、関係業種への指導等について感染症対策部門と環境衛生部門の連携を図ることが重要である。</u></p> <p>五 検疫所における感染症の国内への侵入予防対策</p> <p>4 検疫港又は検疫飛行場の一定区域内にある船舶、航空機等について、検疫感染症及びこれに準ずる感染症の病原体を媒介するねずみ族及び昆虫等のウイルス保有検査、蚊の発生動向調査等の調査を行い、航空会社等に対し、平素より<u>自主的な媒介蚊対策を行うよう要請するとともに、必要に応じて、蚊の捕獲等の防疫措置を実施するとともに、関係行政機</u></p>	<p><b>第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項</b></p> <p><b>四 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携</b></p> <p>1 平時において、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生の予防対策を講ずるに当たっては、都道府県等においては、地域住民に対する正しい知識の普及、情報の提供、関係業種への指導等について感染症対策部門と環境衛生部門の連携を図ることが重要である。</p> <p>五 検疫所における感染症の国内への侵入予防対策</p> <p>4 検疫港又は検疫飛行場の一定区域内にある船舶、航空機等について、検疫感染症及びこれに準ずる感染症の病原体を媒介するねずみ族及び昆虫等の調査を行い、必要に応じ防疫措置を実施するとともに、関係行政機関へ通報する。</p>

関へ通報する。

### 第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

- 一 患者発生後の対応時の対応に関する考え方
- 5 事前対応型行政を進める観点から、都道府県等においては、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体や近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制について、まん延の防止の観点からあらかじめ定めておくことが必要である。特に、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう等、感染力の強い感染症については、当該感染症の所見を有する者が空港等に到着した場合や、海外旅行から帰国した者が数日経過後に居住地や職場で当該感染症の所見を呈した場合等、具体的な事例を想定し、当該場所からの搬送方法や有症状者への医療の提供体制等についての具体的な行動計画を策定するものとする。

### 第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

- 一 患者発生後の対応時の対応に関する考え方
- 5 事前対応型行政を進める観点から、都道府県等においては、特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の医療関係団体や近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制について、まん延の防止の観点からあらかじめ定めておくことが必要である。

**第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項**

**三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制**

1 都道府県知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を、原則として都道府県に一か所指定する。この場合において、当該指定に係る病床は、原則として二床とすることとする。ただし、都道府県の地理的条件、社会的条件、移送に係る交通事情等により、複数の都道府県が第一種感染症指定医療機関の病床を確保することが効率的である場合には、一都道府県あたり二床を下回らない範囲において、複数の都道府県に係る第一種指定医療機関として、所在地の都道府県知事が指定することができる。

**第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項**

**三 都道府県における感染症に係る医療を提供する体制**

1 都道府県知事は、主として一類感染症の患者の入院を担当させ、これと併せて二類感染症患者の入院を担当させる医療機関として、総合的な診療機能を有する病院のうち、法第三十八条第二項に規定する厚生労働大臣の定める基準に適合するものについて、その開設者の同意を得て、第一種感染症指定医療機関を、原則として都道府県に一か所指定する。この場合において、当該指定に係る病床は、原則として二床とすることとする。

3 第二種感染症指定医療機関を、管内の二次医療圏(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。以下同じ。)ごとに原則として一か所指定し、当該指定に係る病床の数は、当該二次医療圏の人口を勘案して必要と認める数とする。ただし、二次医療圏の地理的条件、社会的条件、移送に係る交通事情等により、複数の二次医療圏において第二種感染症指定医療機関を確保することが効率的である場合には、当該複数二次医療圏それぞれの人口を勘案して必要と認める病床数の総和を下回らない範囲において、これによらないで、指定することができる。

3 第二種感染症指定医療機関を、管内の二次医療圏(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう。以下同じ。)ごとに原則として一か所指定し、当該指定に係る病床の数は、当該二次医療圏の人口を勘案して必要と認める数とする。

**第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項**

**三 都道府県等における感染症の病原体等の検査の推進**

1 地方衛生研究所は、一類感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施することが重要である。感染症が集団発生した場合は、地方衛生研究所に数多くの検体が持ち込まれ、病原体の解明が滞るおそれがあるため、都道府県等においては、各ブロック単位に、試験検査に関する相互の応援協定を定めるなど、必要な対応についてあらかじめ定めておくことが重要である。また、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の病原体等については、地方衛生研究所において、人体から検出される病原体のみならず、井戸水、水道水、環境中の病原体又は動物に由来する病原体についても、その検出を可能とするよう、人材の養成及び必要な資器材の確保を行うことが重要である。

**第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項**

**三 都道府県等における感染症の病原体等の検査の推進**

1 地方衛生研究所は、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び四類感染症の病原体等に関する検査について、その有する病原体等の検査能力に応じて国立感染症研究所、他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ的確に実施することが重要である。また、五類感染症の病原体等についても、民間の検査機関においては実施不可能な五類感染症の病原体等の検査について、その検査能力に応じて実施できる体制を備えていくことが重要である。

**第十 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項**

**五 予防計画を策定するに当たっての留意点**

予防計画において緊急時における国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保に関する事項を定めるに当たっては、一から四までの事項を踏まえるとともに、次に掲げる事項について規定することが望ましい。

- 1 国又は他の地方公共団体から派遣された職員若しくは専門家の受け入れに関する事項
- 2 感染症のまん延を防止するため必要な情報の収集、公表に関する事項
- 3 緊急時の指揮命令系統に関する事項
- 4 対策本部等の設置及び解散に関する事項

**第十 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項**

**五 予防計画を策定するに当たっての留意点**

予防計画において緊急時における国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保に関する事項を定めるに当たっては、一から四までの事項を踏まえることが望ましい。